

平成 22 年 8 月 16 日

内閣官房国家戦略室 御中

全国青年税理士連盟
会長 片山 泰宏
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号
電話 03-3354-4162

「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」 に対するパブリックコメントの実施に対する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、青年税理士約 3,000 名により組織されている団体であり、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、平成 22 年 7 月 16 日付で貴室から表題のパブリックコメントが公示され「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」に対する意見を募集されておりますが、この意見募集に関しては内容及び回答形式につき後述の問題点があり、国民からの意見収集プロセスとしては重大な瑕疵があるものと言わざるを得ません。

社会保障・税に関わる番号制度の本質は、国民の間で従来から根強い反対論が存在する「納税者番号制度」や「国民総背番号制度」に「社会保障など給付のための番号制度」であるという名目を付加しただけのものであるとも考えられています。また、この番号制度の導入が本当に社会保障の充実につながっていくのか否かについても国民の理解は未だ深まっておりません。

にもかかわらず「社会保障目的」であることを強調し、これまでの議論において指摘されている問題点などを十分確認検証せず、導入ありきの誘導的な議論と形だけの意見募集といった拙速な手続で番号制度の導入を実施することは非常に危険であり、かつ、「納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の三原則を税制のあり方を考える際に常に基本」とするという政府の方針とも相反するものであります。

そこで当連盟としては、納税者の権利擁護の観点からこの度のパブリックコメントに強く抗議するとともに、国民からの意見収集プロセスの適正化をはかるため、下記のとおり要望するものであります。

(問題点)

1. 意見募集の内容について

今回のパブリックコメントは社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）の導入を前提として実施されている。しかし、本来はまず最初に「番号制度を導入することの是非」といった最も根本的な問題に関するパブリックコメントを実施すべきであり、かつ、国民が正しい判断を下せるよう説明責任を十分に果たすべきである。これらのプロセスを省略して拙速に番号制度の導入を進めることは、主権者たる納税者の存在及び権利を軽視するものであり、許されない。

2. 意見募集の回答形式について

番号制度の導入を前提とし、限定された選択肢のみを選択させ、その選択理由を述べさせるという回答形式をとっているため非常に誘導的である。また、選択理由の内容いかにかわらず統計的に選択結果を集計し何らかの説明根拠に利用することが想定されることから、世論の誘導に使われる可能性も危惧される。これらは、国民から広く自由に意見を収集しこれを政策に反映させることを目的とするパブリックコメント制度の趣旨に反するものであると言わざるを得ない。

(要望事項)

1. 国民からの意見を積極的に募集し、かつ、真摯に受け止め政策に反映させること

パブリックコメントは請願権などと同様、主権者たる国民が政府や行政機関等に直接はたらきかける機会を保証・提供する制度であり、国民が政治に直接参加するための手段であるということもできる。従って、ガス抜きや世論誘導のための恣意的な意見募集ではなく、施策や法案に国民の声を積極的に反映させるための実のある意見収集に徹すべきである。

2. 国民への説明責任を果たすこと

意見募集の際には、世論誘導などのための恣意的な情報提供ではなく、真に国民への説明責任を果たすための十分な議論を行った上でその情報開示を行い、国民が自ら正しい判断を導き出せるよう、公正な情報提供に徹すべきである。社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会の議事に関しては議事要旨しか公開されていないが、当然に議事録まで公開すべきである。

具体的には、「番号制度を導入することの是非」についての国民的な議論を行うこと 国民の理解を深めるためにパブリックコメントだけでなくメディアによる積極的な広報や公聴会なども実施し、広く国民の声を聞くこと 指摘されている問題点や疑問点について国民への説明責任を果たすこと その上で「番号制度を導入することの是非」についてのパブリックコメントを取り直すこと、を要望する。

以 上